

川口市坂下町1丁目自治会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は川口市坂下町1丁目自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

(組織)

第2条 本会は坂下町1丁目に在住する者、もしくは事務所及び事務所を有する者をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は明るく、楽しい地域社会を建設することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、下記の事項の推進に努める。

1. 会員相互の親睦と資質の向上
2. 地域社会の形成及び福祉の増進
3. 市政への協力及び市政への提言
4. その他本会の目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に下記の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名
3. 幹事 若干名
4. 会計 2名
5. 監事 2名
6. ブロック長 若干名
7. 班長 各班 1名

(役員を選出)

- 第6条
- (1) 会長、副会長、会計、監事、幹事及びブロック長は役員会において会員中から選出し、総会の承認を得るものとする。
 - (2) 本会に参与、顧問を置くことが出来る。
 - (3) 参与、顧問は会長がこれを委嘱する。
 - (4) 班長はその班内全員の互選による。

(役員任期)

- 第7条
- (1) 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。
 - (2) 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
 - (3) 班長の任期については班内の事情により、1年とする事も出来る。

(役員任務)

- 第8条
- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括し、各種の会議を招集する。
但し 総会の議長は会員の中から選出する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はあらかじめ定められた順位によりこれを代理する。
 - (3) 幹事は会長の命を受け会務を掌る。
 - (4) 会計は本会の出納事務を担当する。

- (5) 監事は本会の経理及び事業の執行状況等を監査し、総会において報告する。
- (6) ブロック長は数班を総括し、班長はその班の会務を遂行する。
- (7) 参与・顧問は会長の諮問に応じて答える。

(会議)

- 第9条 本会の会議は総会、常務会、役員会とする。
- (1) 常務会は会長、副会長、幹事、会計で組織する。
 - (2) 役員会は常務会の役員及び班長をもって組織する。
 - (3) 定期総会は毎年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
 - (4) 常務会及び役員会は随時これを開くことができる。

(会議の役割)

- 第10条
- (1) 定期総会においては前年度の事業報告及び収支決算並びに新年度の事業計画、収支予算及び会則等の重要事項について審議決定する。
 - (2) 役員会は本会の基本的な事項及び企画、運営について審議決定する。
 - (3) 常務会は役員会において決定された事項について企画し協議する。

(会議の議決)

- 第11条 総会、役員会及び常務会の議決は出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは会長の決するところによる。

(経費)

- 第12条
- (1) 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってこれにあてる。但し会費は共同負担とし、特別の事由がある者は免除することができる。
 - (2) 本会の会計については、一般会計及び特別会計とする。
 - (3) 一般会計は、本自治会の運営における通常的な経費のための会計。
 - (4) 特別会計は、災害等及び自治会の運営上において緊急の事情・状況に対応するための会計。

(事業年度)

- 第13条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

(弔慰金)

- 第14条 この会の会員が死亡した時は5,000円の弔慰金を贈るなお会員の家族で生計を伴にする者が死亡した時も同様とする。

(会則の変更)

- 第15条 本会則の変更は総会の議決によらなければこれを変更することはできない。

附則

- (1) 基本会則施行（昭和43年4月22日）
- (2) 会則改訂（平成26年5月24日）
- (3) 会則第12条の改正（令和1年5月18日）

坂下町1丁目自治会婦人部規約

- 第1条 本婦人会は、坂下町1丁目自治会（以下自治会という）婦人部と称し、自治会員の婦人をもって組織し、自治会の中に於て親睦と融和・環境の整備・文化の向上に資するを目的とする。
- 第2条 本婦人部に次の役員をおく。任期・選出方法は自治会役員に準ずる。
部長 1名 副部長 若干名
理事 若干名（うち2名は会計とする）
顧問 若干名
- 第3条 部長・副部長・会計は理事の互選による。
- 第4条 部長・副部長・理事・会計の職務は自治会会則の夫々会長・副会長・幹事・会計に準ずる。
- 第5条 総会は毎年1回開催する。役員会は部長・副部長・理事によって組織する。
- 第6条 本婦人部の経費は自治会の補助金・寄付金をもってこれに充て、会費を徴収しない。
- 第7条 其の他の規約は自治会会則に準ずる。

附則

- 1) この規約は昭和44年4月1日から施行する。
- 2) この規約は昭和54年4月1日から改正する。